

三原市立認定こども園給食調理等業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

三原市
令和7年5月

1 目的

三原市では、認定こども園給食調理業務の民間委託を更新するにあたり、入所児童が安心・安全で質の高いおいしい給食の提供はもとより、衛生管理の徹底や食物アレルギーへの的確な対応など、より安全で衛生的な給食を安定して提供できる技術と能力を兼ね備えた最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 プロポーザル概要

(1) 事業概要

事業名称：三原市立認定こども園給食調理等業務委託

(2) 対象施設

令和8年4月1日予定：単位（食）

	定員	食数※	所在地（三原市）	電話番号（0847）
久井認定こども園	140	106	久井町坂井原 3024 番地	32-6888
大和認定こども園	180	83	大和町下徳良 697 番地 2	35-1160

※食数は、令和7年3月1日時点での児童数と職員給食数であり、児童数や職員数には増減があるため、これに対応するものとする。

(3) 対象業務（以下「本業務」という。）

詳細は、三原市立認定こども園給食調理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 遵守すべき法令等

本市と本業務の実施に係る契約を締結する者は、本業務の実施にあたり、関係法令を遵守しなければならない。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、受託者の負担により当該許認可などを取得しなければならない。

(5) 本業務の履行期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日まで

(6) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(7) 見積限度額 309,800,000 円

※5年間の総計で消費税及び地方消費税を含む。

(8) 最低制限価格

設定しない。

3 プロポーザル公告から契約締結までのスケジュール

内 容	日 程
募集要項の公告	令和7年5月26日（月）
現地視察（※希望者のみ）	令和7年5月30日（金）～6月4日（水）
質問書の受付期限	令和7年6月6日（金）午後5時まで
質問書への回答	令和7年6月16日（月）
参加表明書等の提出期限	令和7年6月18日（水）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年7月1日（火）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年7月15日（火）予定
プレゼンテーション審査結果の通知	令和7年7月下旬
契約の締結	令和7年8月上旬
業務委託開始	令和8年4月1日（水）

（1） 現地視察

ア 実施期間等

期間 令和7年5月30日（金）～6月4日（水）まで

時間 認定こども園業務に支障がない範囲の時間帯をこども保育課より連絡する。

（2） 留意事項

ア 現地視察を希望する事業者は、令和7年5月28日（水）正午までに、法人名、参加者氏名、連絡先、希望施設を、三原市こども部こども保育課こども保育係へメール又はファックスにより連絡すること。なお、提出にあたっては、送信後、必ず電話にて送信した旨の連絡をすること。

メール：jido@city.mihara.hiroshima.jp

ファックス：0848-67-5934

イ 日程は調整した後、こども保育課よりメールで通知する。

視察人数は3人以内とする。

ウ 調理室に入室する方は、仕様書に記載の検査項目の検便について、陰性（2週間以内）が確認できる書類を入室前に園へ提出すること。また、当日体調不良がみられない者とし、清潔な衣服（白衣・帽子・マスク、専用靴等）を用意すること。なお、調理室の入室は、2名以内とする。

エ 視察時は市の指示に従うこと。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる事業者は、次のとおりとする。

（1） 事業者の資格要件（次の各号の全てを満たすこと）

ア 三原市における令和6～8年度物品調達等指名競争入札参加資格者名簿に登録を有する者であること。また、三原市における令和6～8年度物品調達等指名競争入札参加資格者名簿に登録を有しない者は、国税及び地方税に滞納がない者であること。

イ 保育所又は認定こども園等の児童福祉施設、又は小学校又は中学校等の学校施設、大量調理施設における調理業務の実施、又はその他児童福祉事業における業務受託の実績等を有していること。

ウ 食品衛生法に基づく営業の禁止または停止処分を、過去3年間受けていないこ

- と。
- エ 給食業務に起因して、児童及び職員等に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合の補償のため、賠償責任保険に加入していること。ただし、未加入であっても契約締結までに加入する場合は、参加資格を有するものとする。
- オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- カ 三原市の指名停止措置を受けていないこと。
- キ 会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続きが開始されていないこと。
- ク 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ケ 破産法（平成 16 年法律第 75 条）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者は同法付則第 2 条の規定による廃止前の破産法（平成 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- コ 三原市に納付すべき市税の滞納がないこと、並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- サ 自己又は自己の役員等が次のいずれかに該当しないこと。
- (ア) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
 - (イ) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
 - (ウ) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運動に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (エ) 上記 (ア) から (ウ) までのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (オ) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

5 質問の受付及び回答

(1) プロポーザルに係る書類等の配布

公告の日から令和 7 年 6 月 16 日（月）までの間に、三原市ホームページからダウンロードすること。

(2) 仕様書等に対する質問及び回答

仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公告の日から令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時まで

イ 提出方法

質問書（様式第 1 号）により、メール又はファックスで提出すること。提出に

あたっては、送信後、必ず電話にて送信した旨の連絡をすること。なお、電話、口頭等による個別の対応は行わない。

メール：jido@city.mihara.hiroshima.jp

ファックス：0848-67-5934

ウ 回答日 令和7年6月16日（月）

エ 回答方法 回答は、質問を取りまとめて三原市ホームページで公開する。

6 参加表明書等の提出

(1) 受付期間

ア 公告の日から令和7年6月18日（水）午後5時まで

イ 持参による受付は、閉庁日を除く午前9時から正午及び午後1時から5時までとする。

(2) 提出方法

三原市こども部こども保育課（詳細は第11「書類等提出及び問合せ先」に記載）へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出するものとする。（受付期間内必着）

(3) 提出書類

No.	様式等	提出部数、留意事項等
1	参加表明書（兼参加資格審査申請書） （様式第2号）	1部
2	参加表明書等受領書（様式第3号）	1部 参加表明書受付時、こども保育課が受付印を押印の上、提出者に返却する。 郵送で提出する場合は、110円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

(4) 添付書類

No.	様式等	提出部数、留意事項等
1	市税完納証明書 （市内の事業者に限る） ※1	1部。写し可。3か月以内のもの
2	消費税及び地方消費税の納税証明書 ※1	1部。写し可。3か月以内のもの 管轄の税務署で交付される、納税証明書「その3 未納税額のない証明用」（消費税及び地方消費税に係るもの）又は「その3の2」、「その3の3」でも可とする。

※1 令和6～8年度物品調達等指名競争入札参加資格者名簿登録事業者は不要

7 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

ア 令和7年6月19日（木）から令和7年7月1日（火）午後5時まで

イ 閉庁日を除く午前9時から正午及び午後1時から5時までとする。

(2) 提出方法

三原市こども部こども保育課（詳細は第 11「書類等提出及び問合せ先」に記載）へ持参により提出するものとする。※2

※2 持参時、提出書類の確認を行うため、事前に電話連絡を入れた上で来庁すること。

(3) 提出書類

No.	書類名	提出部数、留意事項等
1	企画提案書類提出書（様式第 4 号）	8 部（正本 1 部、副本 7 部）
2	企画提案書類受領書（様式第 5 号）	1 部 企画提案書受付時、こども保育課が受付印を押印の上、提出者に返却する。
3	経営状況調査票（様式第 6 号）	8 部（正本 1 部、副本 7 部） 直近 2 年分の財務諸表を添付すること。
4	業務実績等報告書（様式第 7 号）	8 部（正本 1 部、副本 7 部） 契約書の写しを添付すること。
5	見積書（様式第 8 号） 内訳書（様式任意）	8 部（正本 1 部、副本 7 部） 見積書には、その積算根拠を記載する内訳書を添付すること。
6	企画提案に関する図書（様式任意）	8 部（正本 1 部、副本 7 部）

(4) 企画提案書類の作成方法

企画提案書類は、次の事項に留意するとともに、仕様書等の内容を踏まえて作成すること。

ア フォントサイズは、11 ポイント以上、MS 明朝。

イ 用紙は、A 4 縦・横書き・左綴じとし、目次と作成するとともに、下部にページ番号を記載する。

ウ 表紙は、企画提案書類提出書（様式第 4 号）を使用する。

エ 提案書は独自の様式で可とするが、「別紙 1 評価基準」に沿って作成すること。

オ 会社の概要については、次のとおり提出すること。

(ア) 会社の沿革及び組織を記載した書類並びに経営状況調査表（様式第 6 号）及び直近 2 年分の財務諸表（写し）を A 4 判フラットファイルに編冊の上、提出すること。

但し、会社の沿革及び組織を記載した書類については、PR 用パンフレットでも可とする。

(イ) ファイルの表紙及び背表紙に、「会社概要」及び「商号又は名称等」を記載すること。

カ 見積書

(ア) 見積書の内訳は、年度ごとに記載すること。

(イ) 仕様書に基づき作成し、毎月の基本料金を記載すること。

(ウ) 見積書（様式第 8 号）は、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

(エ) 年度及び対象施設ごとの詳細な積算内訳書（社員の職種ごとの人件費明細、保健衛生費、現場経費、管理費等を項目とするもの）を添付すること。

キ 提案書に記載する内容は、見積書に記載した金額の範囲内で実現できるものとする。

ク 仕様書等に記載している内容以外で、この業務の目的を達成するために有効な提案があった場合は、評価の対象とする。

8 プレゼンテーション審査

(1) 審査方法

審査は、提出された企画提案書類及びプレゼンテーション提案内容を、三原市立認定こども園給食調理等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

ア プレゼンテーションは対面により、提出した企画提案書類を制限時間内に説明する。

イ 持ち時間は1社30分以内とし、20分の企画提案と10分の質疑の時間を設ける。

ウ 出席者は、1社2人以内とする。

エ モニター及び電源は三原市で用意し、その他機材（接続ケーブル含む）は提案者において用意する。

オ 日程及び会場については次のとおりとする。（変更となる場合がある）

日時：令和7年7月15日（火）午後2時から

場所：三原市役所3階 会議室301・302

なお、当日の集合時間及び集合場所については、別途通知する。

(2) 審査基準等

選定委員会において、評価基準（別紙1）により総合的に評価して行い、得点の総計が最も高い者を最優秀提案者、次点の者を優秀提案者として特定する。ただし、評価点が、満点の60%を下回る場合は失格とする。最高得点者が2社以上いる場合は、選定委員会で評議のうえ、順位を決定する。なお、プレゼンテーション審査の参加者が1社の場合は、評価基準により、適否を判断するものとする。

ア 最優秀提案者を優先交渉権者とする。

イ 優先交渉権者が委託契約を締結しない場合は、得点の高い参加事業者から順に契約協議を行う。契約締結の協議にあたっては、参加事業者が提案した事業内容を基本とするが、本事業の目的達成のため、三原市と契約候補者との協議により、契約事業の追加、変更及び削除を行うことができるものとし、優先交渉者の決定をもって、企画提案書に記載されたすべての内容を承認するものではない。

(3) プレゼンテーション審査結果の通知

令和7年7月下旬を目途に、三原市ホームページに掲載するとともに、提案者に対し文書で通知する。

9 契約の締結

(1) 契約手続

選定委員会において特定された最優秀提案者を受注候補者として協議を行い、地方自治法第234条第2項の規定による随意契約により速やかに契約手続を進めるものとする。ただし、次のいずれかに該当し、契約が締結できない場合は、優秀提案者を受注候補者として再度選定するものとする。

ア 受注候補者が、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとな

ったとき。

イ 受注候補者が、三原市から業務委託に係る指名除外措置をうけたとき。

ウ 受注候補者が、選定後に虚偽の申し出等により本プロポーザルの参加資格を満たさないことが明らかになったとき。

エ 受注候補者からの見積徴取の結果、契約締結ができないとき。

オ 受注候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 契約

本業務の委託契約は、三原市契約規則（平成 17 年 3 月 22 日規則第 63 号）及び三原市の業務委託契約書によるものとする。

(3) 失格による契約の解除

本業務委託契約締結後に、契約者が本プロポーザルの参加資格を満たさないことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うものとする。

10 その他

(1) 本プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 本プロポーザルに係る提出書類は返却しない。

(3) 提出書類は、提出者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製、保存等を行う。

(4) 本市は業者選定後、選定された事業者の提出案に拘束されないものとする。

(5) このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、三原市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開する場合がある。

(6) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、指名除外措置を行うことがある。

(7) 提出書類の提出後、辞退を行う場合は、参加辞退届出書（様式第 9 号）により申し出ることとし、辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

(8) 提出書類の提出後において、記載された内容の変更は認めない。

(9) プロポーザルの実施結果は、契約締結後に公表するものとする。

11 書類等提出先及び問合せ先

三原市こども部こども保育課

住 所：723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号

電 話：0848-67-6042（直通） ファックス：0848-67-5934

メール：jido@city.mihara.hiroshima.jp

別紙 1

評価基準

区 分	記載項目	評価の視点	評点
(1) こども園給食に対する基本的姿勢	(ア) 安心安全でおいしい給食の提供について	子供たちに安心・安全でおいしい給食を提供するための基本的姿勢が確立されており、その実現に向け積極的な提案がされているか。	15
	(イ) 配慮が必要な児童への対応について	アレルギー食、離乳食、個別対応食等について、誤食・誤嚥の防止や、月齢・発達段階に応じて柔軟に対応する提案となっているか。	
	(ウ) 食育の推進について	こども園での試食会の実施や講演等、食育の推進を図る上で、応募事業者が関与することが可能な内容について、積極的な提案がされているか。	
(2) 業務実施体制	(ア) 従事者の雇用計画について	地元優先の雇用計画や、長期の雇用の取り組みについて考慮した提案がされているか。	35
	(イ) 業務責任者の配置について	こども園給食業務又は類似の大量調理業務の責任者としての実績が豊富で、他の従事者を統括することが可能な業務責任者及び業務責任者を十分にサポートできる業務副責任者を配置されているか。	
	(ウ) 従事者の配置体制について	通常の調理業務はもとより、アレルギー対応、離乳食、個別対応等について食育推進、独自献立に対応できるよう従事者の配置体制が確立されているか。	
	(エ) 従事者の健康管理体制について	従事者の健康管理が適正に行われる体制が確立されているか。	
	(オ) 従事者に対する教育及び研修体制について	従事者に対する衛生管理や技術向上のための教育及び研修体制が確立されているか。	
	(カ) 業務開始までの計画について	業務開始に向けての従事者の確保及び研修等の計画が示されているか。	
(3) 衛生管理	(ア) 衛生管理体制について	三原市保育所給食衛生管理マニュアル、大量調理施設衛生管理マニュアルその他の厚生労働省が定める給食関係の関係通知等に基づいた独自の衛生管理マニュアルを確立し、調理業務での衛生管理を行うための提案がなされているか。	15
	(イ) 衛生検査の実施について	応募事業者独自の定期的な検査を行い、その結果をもとに従事者に対し衛生管理教育を行うなど、衛生的な調理業務の向上に努めているか。	
(4) 危機管理	(ア) 事故発生時の対応及び防止策について	食中毒や異物混入等の未然防止に向け、施設・設備の点検や作業管理表の作成など具体的な防止策を有しているか。また、発生時における会社としての対応についての提案がされているか。	10
	(イ) 防災対策について	火災、天災時の危機管理体制が構築され、災害時に対応できるよう、従事者に対しての指導や訓練などの提案がされているか。	
(5) 委託業務実績	募集要項(様式第7号)	こども園又類似の業務の実績を総合的に評価する。	5
(6) 応募事業者の経営状況	募集要項(会社概要及び財務諸表)	応募事業者の経営状況、履歴等が健全かどうか。	5
(7) 見積金額	募集要項	参考見積額との比較による。	15
合計点			100